

第9講 デジタルアーカイブと知的財産権（2）

坂井 知志（岐阜女子大学）

著作権について、自分の立ち位置とは関係ない形で第三者的に実践の試みの良い部分と課題について理解を深め、基本的な理解を図った後に、実践の中から法律など制度的な課題について考えます。

【学習到達目標】

- ・デジタルアーカイブの実践における著作権に関する課題について説明できる。
- ・著作権のデジタルアーカイブの活用に関する課題について具体例を挙げて説明できる。

1. 実践の中から法律など制度的な課題を研究

まず法律などの基本的な理解が大事かというふうに思います。私の話の実践にいきなり入るのではなく、吉川先生がお話しされたこと、それから話の中ありましたように文化庁の著作権テキストを熟読して、自分の立ち位置とは関係ない形で第三者的に実践の試みの良い部分と課題について理解を深めていただくということが必要なのかなと思います。基本的な理解を図った後に、実践の中から法律など制度的な課題を研究するということもデジタルアーキビストや上級のデジタルアーキビストを志向する方々には必要です。

デジタルアーカイブについてはまだまだ多くの課題があります。そういう意味でうのみにしないということで、批判的に物事を見ていくということをしていただく必要がある分野かなと思います。特に気をつけていただきたいのは、そのために思いだけでなく、デジタルアーカイブを思いだけで考へないということが重要なことかなと思います。このデジタルアーカイブ、デジタルアーキビストになろうというふうに思ったきっかけはそれぞれにあるかというふうに思いますけれども、自分の立場を超えて相手の立場に立つことが自分のデジタルアーキビストとしてデジタルアーカイブ構築に関わるときに、自分は何でもないことでも他人の一部には嫌がることがあるよなということが想像できる、そこに改善の余地があつたり、許諾を得ていく必要性が見えてきたりしますので、自分の思いというものを一旦白紙にしていただくことが重要なふうに思います。

2. 日本外交文書デジタルコレクション

それでは実際に取り組んでみましょう。今の資料にありますように、日本外交文書デジタルコレクションというものがあります。URLは御存じのようにサーバなどが変えられると変わってしまいますので、文献などはDOIというものがあるということは御存じかもしれません、ある意味デジタルアーカイブにはあまり有効ではありませんが、私が今日お話しする、朝からこれがちゃんと有効であるかどうかというのは確認しております。ただし、明日以降にこのサーバなどが変更になると、このURLが有効でない場合がありますので、頭の中に日本外交文書とかデジタルコレクションという言葉を入れて検索をしていただくという、そういうことも必要になるかというふうに思います。これを見ていただきますと、明治期から昭和戦後期まで膨大な資料がデジタルアーカイブ化されております。私も学部の学生としてデジタルアーカイブなんていう言葉がないときに、この資料を見るために国立国会図書館とか都道府県立の図書館に足を運ぶということがありましたら、一部の県立図書館にはこの冊子としての日本外交文書がすべてそろっているわけではないというところもあります。こういうものが自宅にいても、それからある意味海外にいてもアクセスすることが可能であるということは大変便利なことかなというふうに思います。

この中には後でも少し話をさせていただきますが、民主主義、今盛んに問われています民主主義が日本に持ち込まれていく、そのきっかけになるサンフランシスコ講和条約というところもありますが、皆さん方、この私の話をストップして見ていただければというふうに思いますが、なかなかサンフランシスコ講和条約の外交文書にトップ画面から入り込む、アクセスするということが非常に難しいというふうに思います。やはりかなりの研究をされている研究者にとってはあまり問題ではありませんが、サンフランシスコというのは「桑港」というふうに書きます。そのことを知っていても、どこの資料がそのサンフランシスコ講和条約の外交文書に当たるのかなというところ、時代的な状況を見ないとなかなか分かりにくいというふうにいえます。そうすると、高校生などにこれを使って授業教材として自分で調べてみなさいと言うだけではなかなかたどり着きません。大学生も同じことかなというふうに思います。そのようにいろいろな問題がありますが、知っている人にとってはかなり便利に使いやすくなっているかなというふうに思います。このデジタルアーカイブを見ていただくのには、皆さん方、デジタルアーキビストとしては編さん作業の情報があるということも非常に重要なふうに思いますので、そのURLをここに書いてあります。デジタルアーカイ

ブを公開していて、その経緯というものが示されていないケースが多いかというふうに思いますが、こういうものとかトップ画面の一番下のところに今日お話をする権利問題の具体的な内容もありますので、よくホームページを見ていただいて、ある意味宝探しのように見ていただくということが必要かなと思います。

今日の話は日本外交文書という膨大な資料をデジタル化しているものに次のシートからお話をして、深く入っていこうというふうに思いますが、皆さん方がこの講義が終わって時間があるときにぜひ見ていただきたいのは、いらすとやという大変イラストとしては使い勝手がいいところのサイトがありますが、そこに利用についてとかそういうものがあるなというふうなものを発見したら、それを読んでいただくということが一番勉強になる、学びになるというふうに思いますので、そういうものとか、吉川先生が話をされた SARTRAS の F A Q も非常に学びの教材として考えると有力なものになりますので、ぜひそういうものを御覧になつていただきたいというふうに思います。

この外務省のデジタルアーカイブの成果を考えますと、膨大な資料を所蔵している館などに足を運ばないで研究や様々な利用ができるという、そういう可能性を広げたということが第一にあるかなというふうに思います。第 2 番目としては、外交文書を教材化するということを考えると、このサイトを紹介しながらの授業を進めるということも考えられると思います。第 3 番目には専門書や論文の引用部分以外の記述を研究できるということが挙げられると思います。よく論文に何ページにとか、その引用の部分、出典の書き方がありますが、何ページというところまで書かれているということは原典に当たることができます。そこが重要なというふうに考えて引用するわけですが、その前後に大変興味があるという場合に、このようなデジタルアーカイブを使えば、ある意味瞬時にその前後に当たることができるということで、専門書や論文を読んだときに引用部分以外の記述を素早く見ることができるということで、研究を進める上では大変参考になるのではないかと思います。

逆に課題としてどのようなものがあるのかなということを考えますと、ほかの膨大なデジタルアーカイブと同様に、教育関係者や一般国民にどのように活用することが有効であるのかが明らかにされていません。膨大な資料を整理して公開しているだけで、使いやすくなっていないのではないかということかと思います。やはりもう少しこういうふうに使うことができるということ、例えば N H K のアーカイブズのように、教育利用ではこういうふうに利用することができるのではないでしょうかということが示されていないと、なかなか教育関係者も時間がありませんので、一々探すことに苦労しながらそのデジタルアーカイブを使う

というわけにいかない場合があります。また一般の国民に利用していただくということを考えますと、もう少しこういうふうに利用することが可能ではないでしょうかということがあつてもいいのではないかと思います。例えば、書籍、大変著名な書籍と関係がある、その時代背景を見るのには大変有効ではないかというところで、この外交文書というものを使っていただくということ、そういう指示しがないとなかなか中に入していくというわけにいかないで、トップ画面でこんなに明治時代から昭和まで外交文書が公開されているのだなという認識で中に入つていいかという状況が続くのではないかと思います。

3. デジタルアーカイブの連携

もう一つ、課題の2としては横断検索、それから他のデジタルアーカイブとの連携というものをどのように図っていくのかということ。ジャパンサーチで画像などと、AというデジタルアーカイブとBというデジタルアーカイブが同時に横断検索できるようにしていくなど、やはりこれからは外交文書が他のデジタルアーカイブとどのように連動していくのかということを考えていかないと、自分のデジタルアーカイブ、持っている資料をデジタルアーカイブ化したから、それで終了というわけではなくて、他のものとの関係を考えていく、それが私たちの目指す知識基盤社会の一つ大きな役割を果たせることかというふうに思います。ただ、まずは自分の持っているものをデジタルアーカイブ化するということが必要ですが、それが終わったら他のデジタルアーカイブとの連携というものをお考えいただきたいなと思います。

それからトップページの下のほうにはこのようにコピーライトについて記述をされております。現在のところ、中央省庁のものは大体これに似通った形でコピーライトは自分たちのほうに持っていますとか、外務省に持っています、文部科学省に持っていますという表記が多いわけです。そうすると著作権についてある程度学んだ人にとっては、外務省が著作権を主張しているのだから自由には利用できないのだなというふうに思つてしまいがちです。ぜひそのデジタルアーカイブの下のほうに同じく法的事項というものがあります。それをクリックすると、実はかなり自由度が高いというふうに思われます。そういうものを記述していくか、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどを利用するか、トップページの表記を私は改めたほうがいいのではないかと思っております。少なくとも改めるかどうかの検討が必要ではないかと思われます。

4. デジタルアーカイブの利用

続いてその利用について考えていきたいというふうに思います。例えばですが、主権や領土問題などが高校の単元であります。そこで各国の代表が日本に何を求めていたのかというところで、サンフランシスコ講和条約を教材とするというときにこのサイトを使うことができるというふうに思われます。トップページを見ていただくと、昭和戦後期というのが右側の下のほうにあります。その中に第4冊というものをクリックしていただくと、Ⅱ桑港、先ほど申し上げたこれがサンフランシスコの漢字であります。それを見せていただくと、本文の112ページから113ページ、特に113ページの中段からそれから「（注）」も私は優れていると思います。こういうものを見ると、フィリピンという国が日本をどのようにこの段階で見ていたのかということが分かります。著作権には戦後加算という問題があります。そういうところでフィリピンとの関係が加算の起点時に関係してきます。そういうもので著作権と関係が実はないわけではありませんので、こういうものを深く読み込んでいくこともあります。フィリピンの全権大使ロムロ外相の演説というものが大変関係者にとってはキーポイントというふうに言われております。そういうものの外交資料がどのようにになっているのかというものが公開されております。大変日本に対して厳しい演説をされています。その当時のフィリピンの大統領はキリノ大統領という大統領です。その大統領のお子さん、2人かな、それと奥さんがマニラ市街戦の中で亡くなられております。日本軍によって刺し殺されたということがＮＨＫの番組でも取り上げられておりますが、そのキリノ大統領が何人かの刑の執行をした後に、恩赦を与えるというところにつながっていくのですが、自分の奥さんや子供が殺されても恩赦を与えるに当たってキリノ大統領が大変苦悩していくわけです。そういうものを考えていく中で、なぜそんなにフィリピンが日本に対して厳しいのかというと、第2次世界大戦で日本人が一番亡くなった国というのはフィリピンで51万人というふうに言われています。それですが、フィリピンの方々は110万人が亡くなられているというふうに言われております。そういう意味で日本人に対して大変厳しい感情が現在もあるというものが私もフィリピンに行くと感じますが、遠藤周作が『ルーアンの丘』でマニラ港に入港したときの入管手続、上陸はできません、この段階で日本人はフィリピンに上陸するわけにいきませんでしたが、船の中で臨検するその担当者の目が大変厳しかったという記述がありますが、そういうものとの関係というものがなかなかこの外交文書だけでその背景、今私が申し上げたような、何人の方々が亡くなったのかとか、マニラ市街戦の大変悲惨なしているのではないかと思います。そういうものをすべて可能にしていくためには、やはり権利の問題と調整が必要であるということです。連携すれば日本外交

文書については外務省や外交史料館がどのように考えていくのかということで、状況というものについて、映像があるというものの関係がやはり不足これを書いた人は吉川先生から話がありました法人著作権という問題であまり問題がないかというふうに思いますが、やはりＮＨＫの番組であればＮＨＫとの調整、それから遠藤周作であればその著作、遠藤周作が亡くなつてから死後まだ数十年しかたっておりませんので、その権利との調整というものが必要になります。そういうものを一個一個漬していくということが果たしていいことなのかどうか、現実的なことなのかどうかということで、私が先に申し上げたような連携が必要じゃないですかということを一つ一つクリアしていくことではない、そういう仕組みに私たち議論を移していくたほうがいいのではないかと思います。

5. 膨大なデータと膨大なデータの関連

今お話ししたことを整理すると、知識基盤社会を構築するためには膨大なデータと膨大なデータの関連というものを考えなければいけないのではないかなと思います。そのときに権利の問題があるものは有料で、あるものは無料でという形と、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC BYというもので統一されている膨大なデータと、そうではないクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用していない膨大なデータとの関係をどのようにしていくのかというと、何らかの仕組みが必要ではないかということを感じざるを得ないかなと思います。また、そのためには2次利用を含めたことも考えなければいけないかというふうに思います。そのことは最初に資料を収集する段階に必要なことです。契約内容にどのような内容を含んでいくのかというところに関係していくものです。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスというのは大変有力で広がりつつある考え方ですが、肖像権をどのように表記していくのかとか、ある業種の人たちに自由に使っていただくということとか、そういう職業の考え方などをもう少し議論していく必要があるのではないかというふうに思います。また、個人情報の問題についても、横断検索してみるとそれぞれのデータで個人情報の扱いが違うという、そういう問題をどのようにしていくのかということが十分深められていないかと思います。皆さん方もこういう日本の外交文書のものから、それからSARTRAS

から見えてくるものというものを整理されるのが大事なのかなというふうに思います。

6. 震災デジタルアーカイブ

その他の実践で、ぜひ皆さん方も見ていただきたいものが東日本大震災の関連のデジタルアーカイブです。私も40万件ほどの資料と向き合って東日本大震災の教訓を後世に残すということに関わりましたが、大変いろんな問題がありました。その段階で集められたもの以外、加えていくということに躊躇をするという問題が、そのデジタルアーカイブを構築する公共的な機関が迷われたという問題もあります。それからクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付することというのを仕様書に書かれていたのですが、システム的にはするようにできるのですが、実はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは表記できない問題があるというところから現在でもそのデジタルアーカイブはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用しておりません。

先ほど申し上げたように肖像権の問題というのは資料を集める段階、寄附をしていただく段階でも写真を寄贈していただく方に、その方が資料を、その写真を持っているので、ぜひそういう貴重な取組であるので資料を使っていただきたいという厚意を持って資料をお持ちになる方に、この写真はどなたが撮ったのですかという話をしたり、写真に写っている方はどなたですかと話をしたりということで、その方々に、写真を撮った人には著作権がありますので、それで写っている方には肖像権がありますので、その了解は私たちのほうで取りますので、その情報を頂きたいというお話をすると、多くの方々から私が持っている写真なのだから使えばいいじゃないというお言葉が返ってくることがあります。たくさんの問題がこの東日本大震災関係で出てきました。総務省という情報と通信を所管するところが東日本大震災の震災デジタルアーカイブの構築と運用というガイドラインを公表しました。私は具体的に考えるときには、これが一番よりもどこではないかなというふうに思っております。現在でもそのように考えております。著作権についてもかなり具体的に書かれておりますので、ぜひ御覧になっていただきたいのですが、そのほか東日本大震災関係のデジタルアーカイブをぜひご活用いただきたいと思います。

国立国会図書館も“ひなぎく”という横断検索というかポータルサイトを運用しておりますが、そこにはよくよく見ていくとそれぞれのデジタルアーカイブの利用規約と違いが出てくるということが見えてきますので、具体的に見ていただくとしたら東日本大震災関係のデジタルアーカイブはよくよく見ていただく必要が

あるかなというふうに思います。それから先にも申し上げましたが、中央省庁のホームページのトップページには大体権利を表記しているのですが、防衛省とデジタル庁は現在のところコピーライトの表現がなく、利用についてとかそういう法的なところのサイトがあります。そこを見ていただいて、ある意味利用規約なのですが、利用規約を見ていただくと、ほかの省庁とこの2つの省庁において明らかに違いがあるということで、権利表記についてはこの2つと他の省庁とを比べるということも学びにつながるのかなというふうに思います。

7. デジタルアーカイブと知的財産権

まとめに入らせていただきますが、デジタルアーカイブは理念・技術・制度などをトータルに扱うことが必要です。この話は制度を中心に進めますが、理念や技術と非常に密接にあるということです。制度のための制度ではありません。理念を実現するための現在の制度を頭に入れて、現在では公開できるかできないか、将来は公開できるかもしれないということもあるかもしれません。それからこのような技術を使うことが制度とどのように関係してくるのかなということ。例えばトリプルアイエフ（IIIF）という横断検索が可能になる、画像の横断検索が可能になる技術と制度との関係というものがどのようにあるのかなということを考えていただくということです。そして、できないということを見つけていくことも非常に大事ですが、それをできるようにするためにはどうしていくのかということも併せて考えていかなければいけないというふうに思います。理念だけではデジタルアーカイブはできません。技術だけでもデジタルアーカイブはできません。まして、制度だけでデジタルアーカイブができるわけではありません。デジタルアーキビストは理念と技術と制度をトータルに考えていく、そういう力が必要になります。著作権も年に一度変わる可能性が高い精度で、たいへん足がはやいのですが、技術もたいへん足がはやいものです。また、考え方も劇的に変わる可能性があるということが含まれたのがデジタルアーカイブかと思います。この授業で得たことは、利用規約や契約書を読み解く力と、説明する力、著作権や肖像権などとともに意思表示に関する知識を正確に理解することにつながります。また利用促進の研究にも必要な内容です。その結果、デジタルアーカイブを構築するための力が身に付きますので、ぜひ吉川先生の話も私の話も、分かりにくい部分があればもう一度戻って見ていただくということ、それから吉川先生からご紹介があったサイトや資料なども時々見ていただくと、文化庁の著作権テキストは新しいバージョンが出ている場合があります。そういう場合に自分の情報の更新というものが必要かなというふうに思います。それから、ここに今、

述べたように利用規約や契約書というもの、そういうものを読み解く力にはやはり権利の問題ということ、それからクリエイティブ・コモンズ・ライセンスといふものに代表されるそれだけではありませんが、意思表示に関する知識を明確に理解することというのが非常に大事なことかなというふうに思っております。利用規約って簡単にできないことばかり書かれているというふうに見がちですが、それぞれの利用規約ごとに工夫をしている場合があります。大変数が少ないので、契約書を併せて公開するというところがありました。現在、私が知っているところでよく使っていたものは契約書が削除されていましたが、やはり私たちデジタルアーカイブに関係する人間たちは、まだまだ緒に就いたばかりの者なので、そういうものを公開しながら批判をされて、再度更新していくことが必要かなというふうに思います。

大変ある意味で今日は難しい、外交文書のことを取り上げましたが、これは難しいなというふうに思いましたら、ぜひ最初に申し上げた、いらすとやの利用についてというものの利用規約を見ていただきたいというふうに思いますが、まずそこからではなくて、文化庁の著作権テキストを熟読していただき、権利者のサイトを見ていただく。著作権情報センターや JASRAC、音楽著作権協会のサイトなども参考にしていただきながら、批判的にそういうものを捉えながらも、自分の知識を増やしていただく。権利者は何を嫌がるのかなということも頭に入れていただきながら、私たちは多くの方を不快にするためにデジタルアーカイブを構築するわけではありませんので、私たちのゴール地点というのは知識基盤社会の構築というものかと思います。そういうものを実現するためには、まだまだ様々な議論が必要ですので、くれぐれもうのみにしない、権威を持っている方の話をうのみにするのではなくて、大御所と思われる方の話を批判的に捉えていくということがデジタルアーカイブを進めることにつながるかと思います。ぜひ皆さんは様々なデジタルアーカイブのサイトを見ていただいて、こんな面白いデータをどのように使いやすくすることができるのかな。そういうふうにするためには法的な問題がどのように処理されているのかなというところで、できるじゃない？　この法的な理解であればできるじゃない？　というものを見つけるとともに、今はできないけれども、こういう処理をすればできるじゃない？　というふうにお考えいただいて、法的な問題と向き合っていただければと思います。

課題

1. デジタルアーカイブの実践における著作権に関する課題について説明しなさい。
2. 著作権のデジタルアーカイブの活用に関する課題について具体例を挙げて説明しなさい。